

運転適性検査・指導者養成要領の制定について（例規通達）

平成12年 5 月 1 日
広運教第327号警察本部長

改正 平成17年 2 月広運教第126号
平成25年 3 月広警務第547号

平成19年 6 月広交企第785号
平成29年 3 月 9 日
各部長・参事官
各所属長

警察庁方式運転適性検査K－2（以下「K－2」という。）による運転適性検査については、運転適性検査・指導者認定要領の制定について（昭和46年10月1日付け広運管第752号。以下「旧通達」という。）により認定を受けた者が、自己の勤務する交通運輸事業所、一般会社・事業所、自動車教習所等（以下「事業所等」という。）において、従業員又は教習生を対象として実施し、相当な成果を収めているところである。

この度、運転適性検査・指導者の資格要件の規定の整備、上級運転適性検査・指導者制度の新たな運用など、本制度の全面的な改正が行われたことから、みだしの要領を別添のとおり定め、平成12年5月1日から施行することとしたので、各所属にあっては、事業所等における運転適性検査が円滑に行われるよう、運転適性検査・指導者の育成等について指導及び啓発に格段の配慮をされたい。

なお、旧通達は、平成12年4月30日限り廃止する。

記

1 K－2の目的

K－2は、自動車運転における事故傾向と関連性の深い、動作の正確さ、動作の速さ、精神的活動性（状況判断力）、衝動抑止性及び情緒安定性の五つの要素について集団により検査することで、個人の自動車の運転に係る適性又は欠陥を明らかにし、その欠陥を補完する運転を行うことを具体的に指導することにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 K－2の検査実施者及び受検対象者の範囲

警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証を受けた者をK－2の検査実施者とし、当該検査実施者の勤務している事業所等の従業員又は教習生をK－2の受検対象者とする。

3 K－2の実施方法等

K－2の具体的な実施方法等については、「警察庁方式運転適性検査K型実施手引」によって行うものとする。

4 検査用紙の取扱い

K－2検査用紙が一般に公開され事前に練習することは、適正な評価が行われないこととなるので、検査用紙又は使用済みの用紙は事業所等が適正に保管管理して散逸を防止するよう指導するものとする。

なお、検査用紙は事業所等の検査実施者が交通部運転免許課の適性検査担当者の指示を受けて購入させるものとする。

別添

運転適性検査・指導者養成要領

第1 趣旨

この要領は、交通運輸事業所、一般会社・事業所、自動車教習所等（以下「事業所等」という。）において、警察庁方式運転適性検査K－2を使用し、従業員又は教習生に対して運転適性検査・指導を自ら行うことができる者（以下「適性検査指導者」という。）の資格要件等について必要な事項を定めるものとする。

第2 運転適性検査・指導者資格要件等

警察本部長は、次に定める要件のいずれかに該当する者に対し、運転適性検査・指導者資格者証（別記様式第1号。以下「資格者証」という。）を交付するものとする。

（1）次のいずれにも該当する者

ア 第5の1の新任教養に先立って実施する科学警察研究所編運転適性検査（73－1）において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のものであること。

イ 警察本部長が行う新任教養を受け、かつ、年齢等を考慮した上で適性検査指導者として適格であると認められる者。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種検査の経験が豊かな者で、警察本部長が教養を行うことを要しないと認めるものについては、当該新任教養を行わないことができる。

- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者
- (4) 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程（5日間コース）の研修を修了した者

第3 上級運転適性検査・指導者資格要件等

警察本部長は、適性検査指導者のうち、次に定める要件のいずれかに該当する者に対し、上級運転適性検査・指導者資格者証（別記様式第2号。以下「上級資格者証」という。）を交付するものとする。

- (1) 資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね5年以上の者で、第5の1の審査教養を受け、その後行われる上級運転適性検査・指導者（以下「上級適性検査指導者」という。）に係る審査を受け、これに合格した者
- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者で、警察本部長からの上申を受け、警察庁交通局運転免許課長が適当と認めるもの

第4 資格者証等の交付申請

警察本部長は、資格者証又は上級資格者証の交付申請については、いずれかの証の交付を受けようとする者に自己の勤務する事業所等の代表者を經由して、運転適性検査・指導者資格者証交付申請書（別記様式第3号）又は上級運転適性検査・指導者資格者証交付申請書（別記様式第4号）を提出させるものとする。

なお、自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程（5日間コース）の研修を修了した者については、自動車安全運転センター中央研修所長を經由した交付申請を認めるものとする。

第5 教養の実施

- 1 警察本部長は、適性検査指導者に係る新任教養及び上級適性検査指導者に係る審査教養を次のとおり実施する。

(1) 期間等

区分	種類	期間（時間）
適性検査指導者	新任教養	2日間（14時間）
上級適性検査指導者	審査教養	1日間（6時間）

(2) 内容

ア 新任教養（2日間）

期間	内容	時間
第1日目	・運転適性検査の基本	1時間
	・運転適性検査実施要領	1時間
	・運転適性検査K型採点、評価、判定、診断票作成	2時間
	・運転適性検査実施実習	3時間
第2日目	・運転行動と心理特性の概説	2時間
	・運転適性診断表の読み方	1時間
	・運転適性検査結果に基づく指導要領	1時間

	・ 運転適性検査結果に基づく指導実習	2 時間
	・ 運転適性検査取扱上の留意事項	1 時間

イ 審査教養

教養内容		時間
教養項目	教養細目	
運転適性検査の仕組み	1 運転適性に関する知識 2 各種運転適性検査の用途 3 心理検査に係る統計上の基礎知識	1 時間
運転適性検査実施実習	1 適切な検査実施要領 2 採点、評価値算出及び診断票作成要領	2 時間
運転適性検査結果の読み方と指導実習	1 運転適性検査で測定している要素 2 カウンセリング手法に基づいた指導要領	2 時間
運転適性検査取扱上の留意事項	1 検査結果の適切な取扱い・管理 2 指導者に求められる資質・資格 3 運転者教育における運転適性検査の役割	1 時間

2 警察本部長は、上級適性検査指導者に係る審査教養を受講した者に対し、次により審査を実施する。

(1) 審査要領

審査は、審査教養終了後遅滞なく、次により行うこと。

ア 審査方法

択一式（20問・30分）又は正誤式（40問・30分）の筆記試験

イ 審査内容

前記1の(2)のイの表に掲げる教養内容の範囲

(2) 審査基準

審査の合格基準は、正解率90パーセント以上の成績であること。

(3) 審査不合格者の措置

審査に不合格になった者については、再度、審査教養を受けさせた上で、審査を行うこと。

(4) 審査問題の管理

審査問題の保管について万全の措置を採るとともに、適宜問題の差し替えを行うなどして、その適正な管理を行うこと。

第6 資格者証等交付簿の整理

警察本部長は、第2により資格者証を交付したときは、当該証を受けた者について運転適性検査・指導者資格者証交付簿（別記様式第5号）に、第3により上級資格者証を交付したときは、当該証を受けた者について上級運転適性検査・指導者資格者証交付簿（別記様式第6号）に登載しておくものとする。

(別記)

様式第1号

(第2関係)

様式第2号

(第3関係)

様式第3号

(第4関係)

様式第4号

(第4関係)

様式第5号

(第6関係)

様式第6号

(第 6 関係)

(別記)

様式第1号(第2関係)

第 号

運転適性検査・指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、「警察庁方式運転適性検査」の検査・指導者として適格であることを証明します。

平成 年 月 日

広島県警察本部長 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号(第3関係)

第 号

上級運転適性検査・指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、上級運転適性検査・指導者として適格であることを証明します。

平成 年 月 日

広島県警察本部長 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号(第4関係)

運転適性検査・指導者資格者証交付申請書 年 月 日 広島県警察本部長様 申請者 氏 名 私は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。	
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	
勤 務 先	事 業 所 名
	所 在 地
運転適性検査・指導者資格者証交付申請要件	
☐ 警察本部長が行う新任教養を受講した者 ☐ 大学において心理学を専攻した者 ☐ 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者 ☐ 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修(警察)、取消処分者講習指導員研修(一般)、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての従事経験がある者 ☐ 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程(5日間コース)の研修を修了した者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号(第4関係)

上級運転適性検査・指導者資格者証交付申請書 年 月 日 広島県警察本部長様 申請者 氏名 私は、上級運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。		
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所		
勤 務 先	事 業 所 名	
	所 在 地	
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請要件		☐ 上級運転適性検査・指導者に係る審査に合格した者 ☐ 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験が2年以上の者 ☐ 警察本部長からの上申を受け、警察庁交通局運転免許課長が適当と認める者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号(第6関係)

運轉適性検査・指導者資格者証交付簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号(第6関係)

上級運転適性検査・指導者資格者証交付簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。